

前払金の使途拡大特例が恒久化されました

1 前払金の使途拡大

- 平成28年度以降、前払金の早期支払いを通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、前払金の使途が「現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に特例的に拡大されておりましたが、この措置が恒久化されることになりました。
※発注者がこの措置を採用していることが必要です。
- これにより前払金の使途は、以下のとおりとなりました。
① 材料費 ② 労務費 ③ 外注費 ④ その他（機械器具賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、前払金保証料、労災保険料、現場管理費及び一般管理費）のうち当該工事に必要な費用
- ただし、現場管理費及び一般管理費に係る前払金の上限は、前払金額の**100分の25**とされています。

2 使途拡大に係る記入例等

費目	費目の内訳	金額	支払先氏名	支払予定月・旬	払出方法
その他	当該工事の現場管理費等	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇建設(株)	〇/上	現金

【使途拡大の対象となる主な使途の例】

- (現場管理費) ・現場労働者に係る法定福利費
・現場労働者の作業用具、作業用被服等の労働管理費および安全訓練費
・現場事務所の光熱水費、通信費、交通費等
- (一般管理費) ・当該工事現場を管轄する営業所の専任技術者、従業員の給料および法定福利費
・当該工事現場を管轄する営業所における当該工事に係る通信費、事務費等の諸経費および当該工事の施工に必要な機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

3 ご注意

- 発注者によっては、請負契約で使途拡大の適用について「令和7年3月31日までに前払金の払出が行われるもの」等と期限が設けられていることがあります。
- この期限を超えて使途拡大の適用を受けようとする場合は、発注者と受注者による協議の上、請負契約を変更する必要があります。

お問合せ先



HOKKAIDO CONSTRUCTION SURETY CO., LTD

北海道建設業信用保証株式会社

業務部 札幌市中央区北3条西4丁目1番地4
TEL : 011-221-2092

東京支店 東京都中央区八丁堀2丁目11番8号
TEL : 03-3553-1618

旭川支店 旭川市5条通5丁目左10号
TEL : 0166-26-0395

東北支店 仙台市青葉区二日町2番15号
TEL : 022-723-2255

帯広支店 帯広市西7条南6丁目2番地
TEL : 0155-24-5806

URL <https://www2.hokkaido-cs.co.jp>